

## ○学校法人実践女子学園ハラスメントの防止等に関する規則

(平成19年1月24日制定)

改正 平成27年3月28日改正 平成28年5月28日改正

### (目的)

第1条 この規則は、学校法人実践女子学園(以下「学園」という。)の構成員の快適な教育研究環境、学習環境及び労働環境(以下「教育研究環境等」という。)を保持し、それぞれの人権を擁護することを目的として、ハラスメントの防止措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置に関する必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則において、ハラスメントとは、構成員が、他の構成員に対し不利益や不快感を与える不適切な行為や言動で、次の各号に該当するものをいう。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

「性的な嫌がらせ」のことであり、相手の意に反し、相手に不利益や不快感を与える性的な言動、性的な噂を流すこと等。

#### (2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究上において指導的、優越的な立場にある者が、その指導を受ける者の教育研究を著しく阻害すること、その者に教育研究上の不利益や精神的、身体的損害を与えること等。

#### (3) パワー・ハラスメント

権力や地位を利用して、他の構成員の人格や尊厳を侵害する不当な言動等。

#### (4) その他のハラスメント

第1号から第3号まで以外の、他の構成員に対し不利益や不快感を与える不適切な行為や言動等。

2 この規則において、構成員とは、学園に勤務するすべての教職員、学生・生徒(科目等履修生、留学生、研究生等を含む。)等をいう。

### (学園の責務)

第3条 学園は、構成員の快適な教育研究環境等を保持し、構成員の人権を擁護するために、ハラスメントの防止を図る。

2 構成員に対し、必要な研修及び広報活動等を実施する。

3 相談・申立の方法を全教職員に周知し、迅速な対応がとれる体制を整備する。

4 ハラスメントに関する相談及び申立があった場合は、問題の解決と被害者の救済に努める。

### (構成員の責務)

第4条 構成員は、ハラスメントが学園における教育研究環境等を損なうものであることを自覚し、自らハラスメントを行わず、かつ、ハラスメントのない環境を創り出し、維持するよう努めなければならない。

2 構成員は、ハラスメントに関する理解を深めるための研修を受けるものとする。

(適用範囲)

第5条 構成員相互間でハラスメントが生じた場合は、場所及び時間を問わず、本規程を適用する。

2 構成員と学外者との間でハラスメントが生じた場合は、学園の諸活動に関する場合に限り、本規程を準用し、学園として真摯に対処するものとする。

(ハラスメント防止委員会)

第6条 学園は、第3条に規定する責務を達成するため、ハラスメント防止委員会を置く。

2 ハラスメント防止委員会については、別に定める「ハラスメント防止委員会規程」による。

(守秘義務)

第7条 ハラスメントの相談や対応の過程において、この手続きに関与した者は、関係者のプライバシー保護に万全を期し、知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、その職を辞した後についても同様とする。また、その職を辞した後についても同様とする。

(規程の改廃)

第8条 この規則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会が行う。

#### 附 則

1 この規程は平成19年4月1日から施行する。

2 平成12年7月5日制定の「実践女子学園セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」は、平成19年3月31日をもって廃止する。

#### 附 則(平成27年3月28日改正)

この改正規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成28年5月28日改正)

この改正規則は、平成28年5月28日から施行する。